

成年養子の実態 (Ⅱ)

— 北海道石狩・後志支庁管内の実態調査 —

相原 東 孝
中川 良 延

1. 序
2. 調査の対象と方法
3. 縁組届からみた実態 (以上本誌14巻1号)
4. アンケート調査による実態 p. 121
5. む す び p. 141

4. アンケート調査による実態

アンケート調査の結果を紹介し、その分析を試みよう。だがつぎに述べるように、いろいろな原因からアンケートの回収率はきわめて低かった。したがってここで成年養子の実態について一定の仮説を設定するということはいさぐさにも無謀なことであるが、ともかく本調査を有効適切におこなうための準備作業としての意味はあると思われるので、以下に回収した回答を検討しよう。

1. 回収した件数

われわれは縁組届の調査から知ることのできた全成年養子縁組数、つまり306件について、養親と養子の双方にそれぞれ前述のようなアンケートを郵送してその回答を求めたところ、養親から65件、養子から70件の回答があった。この数は、養親については21.2%、養子については22.2%ときわめて低い回収率を示している。しかも回収されたもののなかには、記載者が明らかに被調査者でない場合や、被調査者が記載していても縁組の相手方とされ

ている者が被調査者となっていない場合が相当数にのぼり、これらを差引くとその数は養親61件、養子60件とさらに少なくなる。このような回収率の低い原因についてはいろいろ指摘しうるが（たとえば、アンケートの郵送時期が縁組届出時から1年もしくは2年経過していること、アンケートの記載事項やその配列についての配慮が不足していたことなど）、要するに以下の論述がこのようなきわめて少ない回答にもとづいていることを最初にことわっておかなければならない。

2. 養親からの回答の整理と分析

まず、養親からの回答のうち使用可能なもの61件について、養子縁組に影響をおよぼしたと推測される事項を概観し、つぎにこれらの事項と養親が直接養子をとった動機として指摘してきたものとの関連を分析することにする。ところで、現実の養子縁組はほとんど無限とっていいほどの諸要因がからみ合って成立しているのであろうが、われわれは、そのなかから特殊的偶然的要因をのぞき、一般的ティピカルなものを検討するために、その対象を一応、年令、性別、縁組の単独と共同の別、職業および教育の程度という諸事項に限定した。このほか実子の有無をも調査すべきであったが、今回の調査事項からはもれてしまった。

(1) 養親の年令・性別および縁組の形成 養親の年令が養子を必要とするひとつの条件を示していると考えられることは前に述べた通りである（本誌前号93頁参照）。また養親の性別やこれと関連して養親に配偶者があるかどうか、たとえば農業などでは夫にさきに死なれた妻が（その逆の場合の同年令の夫以上に）働き手を求めるという形で、養子をとる動機を構成することになる。このような角度から三つの事項を関連させたのが第12表である（なお年令は縁組届出当時の満年令による）。この表をみると、養親の年令が40才から69才までの間にほとんど集中しており、また配偶者ある者の縁組が32件と全体の約52%、配偶者がない場合については養母が養父よりもはるかに多く、縁組全体の38%を占めていることがわかる。そしてこれらのこ

第12表 養親の年令の性別

性別		年令					計
		30~39才	40~49才	50~59才	60~69才	70才以上	
養父母		1	7	11	9	1	29
養父	通常	0	2	1	2	0	5
	795但	1	1	1	1	0	4
養母	通常	0	5	4	10	4	23
	795但	0	0	0	0	0	0
計		2	15	17	22	5	61

註・養父母の場合は養父の年令

とは、さきに縁組届からみた実態で指摘したこととほぼ一致している（本誌前号88, 89, 93頁参照）。

(2) 養親の職業 アンケートの職業欄には、農業・工業・商業・鉱業・漁業・公務員・自由業および無職と掲げ、農業から漁業までは経営者と従業員を区別し、該当項目を○印で囲めばよいようにしておいた。そのほか生活程度をみるために、農業では耕作面積・主要作物、農業以外で月収もしくは年収を調査したが、金銭上のことは他人に知られたくないという微妙な人情から明確に回答していないものが多く、また記載してあっても同様の理由から信頼性が薄く、たとえそれを信頼するとしても、養家が広汎な地域に散在しているためその家の生活程度を決定するその地域の平均的生活程度を調べるのがきわめて困難であったので、ここでは生活程度の問題を一応取りあげないことにする。なお養家の資産状態も、後述の養子をとった動機、とくに「財産をゆずりたい」とか「家を絶やしたくない」という動機を形成する上で重要な調査事項であろうが、予備調査では調査項目に掲げなかった。第13表は養父（夫婦養親の場合もこれに含める）と養母の職業を示したものである。

第13表 養親の職業

職業 \ 養親		養父	養母	計
農業	経営者	13	2	15
	従業員	0	0	
工業	経営者	1	0	2
	従業員	1	0	
商業	経営者	7	2	10
	従業員	1	0	
鉱業	経営者	0	0	2
	従業員	2	0	
漁業	経営者	2	0	2
	従業員	0	0	
自由業		1	2	3
公務員		5	0	5
無職		3	12	15
不明		2	5	7
計		38	23	61

この表から第1に注目されることは、農業と商業が圧倒的に多いことである。農業だけで全体の23.9%、商業とあわせるとじつに41%に達する。これは成年養子制度の機能を明らかにするために重要なことがらであろう。このこととも関連していると思われるが、第2に、一般に経営者の多いことも注目してよい。農・工・商・漁で養親が経営者である場合は、全縁組の44.3%とほぼ半分である。これらの農漁業や中小商工業はいわば「家業的なもの」といえるわけだから、うえの事実は、成年者の養子縁組がこのような家業と密接に結びついていることを推測せしめる。第3には、養母単独養親について無職者が非常に多いことである。これが何を意味するか明らかでないが、

おそらく、一般的に女性が安定した職業をもつことの困難さとともに、夫に死なれ老令に達した女性にとっては老後の面倒をみってくれる人の必要性がとくに大きい、といえるだろう。ちなみに、12人の無職の養母中7人は縁組届出当時満60才をこえていた。

(3) 養親の教育程度 これは職業とも関連して人の生活態度や意識面での合理性の強弱を規定する要因と思われる。つまり教育程度が高ければ高いほどより合理的な生活を求め、より合理的な意識をもつことになろう。これを最終学校であらわしたのが第14表である(夫婦養親の場合は養父のみ)。

第14表 養親の教育程度

教育程度 \ 養親	養父	養母	計
未就学	0	1	1
小学校	22	12	34
中学校	7	3	10
高等学校	4	0	4
大学(短大・旧専)	2	2	4
不明	3	5	8
計	38	23	61

この表からみると、小学校しかでていない養親が34人と全体の55.8%をしめているけれども、これだけで、教育程度の低いものほど成年養子にたいする需要が大きいということとはできない。この数字には多分に調査地域の特殊性が反映しているものと思われる。たとえば法務省第1回調査では、前述のごとく東京およびその周辺都市を対象とした未成年養子を含めているが、養父453人中118人(26%)が小学校出、169人(37.3%)が中学校出となっている。なおわれわれの調査の小学出34人について職業別に主なるものをあげてみると農業11人、無職8人、商業5人となる。

(4) 養親の縁組動機 これについての調査が、成年養子の実態研究のなかでもっとも重要な地位をしめることはいうまでもない。前述の職業や教育程度は、養親が縁組理由として指摘しているものの基礎にあって、その内容を明確にするのに役立つ。以下では、主として養親が縁組理由としているところを紹介し、これを若干分析してみよう。

われわれは養親宛のアンケートには、第15表に別記したような項目を記載し、該当するものをひとつに限らず○印で囲むように求めた。その回答を養男（夫婦養子を含む）をとった場合と養女をとった場合に分けて整理したのが第15表である（複数の動機を回答してきたものが相当あるので、合計は61よりはるかに多い。百分比は縁組全体、つまり61件に対するもの）。もっとも養親がこの回答をしたのは現実の縁組があってから相当の年月が経過した

第15表 養子をする動機

動 機	養 子		計 (%)
	男	女	
A. 子供がない（又は少ない）から	17	10	27 (44.3)
B. 女の子ばかりで男の子がないから	11	0	11 (18.0)
C. 娘にムコをとるため	14	0	14 (22.9)
D. 老後の世話をしてもらいたいから	14	6	20 (32.8)
E. 家業をつがせたい	8	0	8 (13.1)
F. 財産をゆずりたい	6	1	7 (11.5)
G. 家を絶やしたくないから	17	4	21 (34.4)
H. 小さい時から育て成年になつたので籍に入れたい	3	4	7 (11.5)
I. 働き手がない（又は少ない）から	7	1	8 (13.1)
J. 配偶者の子だから	4	5	9 (14.8)
K. そ の 他	3	2	5 (8.2)

のちであるから、この回答にあらわれているものは必ずしも縁組当時の動機と一致していないこともある。まずこの点での制約があることに注意する必要がある。

この表で目立った特徴のみを指摘してみると、まず動機Aの「子供がない(又は少ない)から」というのが44.3%と非常に多く、そのほか「D. 老後の世話をしてもらいたいから」とか「G. 家を絶やしたくないから」が、かなりの数にのぼっている。ことに動機Gは「家のための養子」の典型をなすものであるが、これが多いことは成年養子のはたしている機能を示唆するものであろう。また明確に婿養子としているものが22.9%、労働力補充の意図を明言しているものが13.1%、「家業をつがせたい」というのがすべて男を養子にした場合であること、などが注目される。なお「K. その他」として記載してきたもののなかには、不幸つづきの男が姓名判断の結果姓がよくないとわかり、気の毒なので養子にしたとか、長男死亡後その嫁が再婚した相手を本人の希望で養子にしたとか、父の籍に入っていた娘を父死亡後母の籍に入れるため(氏の変更)、というものがあつた。

ところで、縁組の動機をさらに深く検討してゆくに先立って、われわれが掲げた項目をすこし整理しておく必要がある。というのは第15表の11の項目は、従来の他の調査で用いられたものから純粹に未成年養子のみを対象としている項目をのぞき、そこへ成年養子をするための動機と推測されるもの幾つかを新たに加えて作成したものであり、したがってそのなかには本来対等にあつかえない項目も他の項目と同等にならべられているからである。そこで動機Kをのぞいて10項目を眺めてみると、まず第1に、動機A、Bは「子供がない」とか「男の子がない」という事実に関することがらであり、これだけでは養子縁組をする直接の動機とはいえない。つまりこれらの項目はたとえば「子供がないため」「×」なので養子をとった、という形になってはじめて意味をもつ。そしてこの×には「さびしい」という情緒的動機から「家が絶えてしまう」という家的動機まで色々なものが入りうるのである。そうし

てみると、動機AもしくはBのみを指摘してきた場合にも他の動機が存在しうることを注意してかからねばならない。もちろんBの方が幾らか限定されるのは当然だが。ちなみにAのみを回答してきたものが9件、Aと同時に他の動機をもあげてきたものが18件であった。第2に、動機C、つまり婿養子は多くの場合Bの事実を前提しているだろうが、必ずしもBの場合に限られない。そしてまた、婿養子というだけでもある程度この種の養子の性格を特徴づけるが、それだけでは完全でない。婿養子とする場合には、多く娘との結婚のほかに「何か」を期待しているはずであり、その「何か」はD以下の動機であろうと推測しうる。C14件（全体の22.9%、なお本誌前号90頁参照）のうち、Bと結合しているもの5件、Cのみが2件、D以下と重なっているものが9件（Bとも結合しているものを含めて）であった。第3に、動機Hもきわめて特殊である。これは、未成年者である動機、たとえば実子がいないのでさびしいとか、貧しい子供の救済のためとか、家庭裁判所で縁組の許可をえられないような専ら「親のため」あるいは「家のため」の動機から、すでに収養していて子が成年に達したので縁組の届出をした、という場合である。したがって縁組の動機面で重要なのは、さいしよに未成年者を収養したときのそれであろう。縁組届はたんに既生事実を法律化する手続きにすぎない。第4に、Jの「配偶者の子だから」養子にしたというものも、Cの婿養子と同様な性格を有する。すなわち、これだけでは親子関係を設定する動機とはなりえず、そのうらにはさらに他の目的があって、その目的を達するために身近かにいる配偶者の子とか娘の夫を養子にするのであろう。

このように考えてくると、A Bは縁組動機の基礎にある事実として、Hは単純な法的手続の問題として、またC Jは一定目的を達成するための手段たる意味において、成年養子の真の目的を考察するさいにはこれを一応除外しておく方が便利である。そこでつぎに残つたD、E、F、G、Iの動機についてアンケートの回答を検討してみよう。

まず回答数61件のなかでこれらの動機のいずれかひとつを含んでいるもの

が36件で、これは全体の59%に達する。すなわち6割の養親がこれらのうちのひとつを養子をとった理由として明示してきていることに注目しなければならない。つぎに5つの項目の回答数は第15表のとおりであるが、それぞれについて他の動機との重なり具合を5つのグループに分けて考察してみることにする。

第1グループは家業継承的動機である。つまりEの動機を含んでいるもので、これが36件中8件(22.8%)あった。もちろんここには、D、F、G、Iの全部もしくは一部を含んでいる。そしてこの比率だけで云々することはできないが、この動機が縁組動機のなかで重要な地位を占めていることだけは間違いない。

第2グループは家業的色彩をもたない財産のみの継承を目的とするもので、相続的動機といってもよい。Eを含まず少なくともFを含んでいるものである。これは非常に少なく2件であった。おそらく財産は多くの場合家業やつぎの家名とともに継承されることを意味するものであろう。

第3は、もっぱら家名の維持存続のみを目的としたもの(EFを含まずGを含むもの)で、16件(44.4%)と一ばん多い。家名の継承はふつう家業や財産とともに継承されるのであろうが、回答の恣意性を考慮に入れても、もっぱら「家を絶やしたくない」動機がこれほど多いことは非常に注目すべきことがらである。

第4のグループはもっぱら老後の扶養を目的としたものである。これも9件とかなり多いが、通常の場合は前記の3つの動機と重なりあっていることだろう。

さいごの主として労働力の補充を目的としたものは1件しかなかった。しかしこれも第4グループと同様、ふつうの場合、家業の継承とか財産の継承というような養子にたいする何らかの代償を前提としなければ、縁組として成り立たないと思われる。ここでこれまでの縁組の動機にかんする考察の結果を整理するとつぎのようになる。

ふつう成年者の養子縁組は、養親に子がないか女の子しかいない場合に行なわれる。そのさい養親を支配する動機は、一方で家の存続、他方老後の扶養ということである。そして前者は職業や財産と結びついて家業継承や相続となり、後者は労働力の補充と結びつきうる。このような目的のために身近かにいる者、たとえば配偶者の子や娘の夫を養子とする場合が多い。もっとももっぱら養子のためという動機から縁組することもありうるだろう。

さいごに養親の職業および教育程度と縁組の動機との関連についてであるが、回収数が少ないため明確な相関関係は確かめえなかった。ただ農業や中小商業（なお商業と回答してきたもののほとんどはこれに属する）のように家業的色彩の濃い職業にはそれが動機に反映しているようである。すなわち農業で一ばん多いのは動機Eであり、ついでD、F、Gの順であった。商業はこれとややニュアンスを異にしているが、動機D、Gなどが多かった。この問題は本調査の段階でもっと追求するつもりである。

(5) 養親と養子の親族関係 配偶者の子を養子とする場合についてはすでにみたとおりであるが、一般に養子縁組にたいする養親の動機が上のようなものだとする、養親はこのような大任をはたしてくれそうな人、つまり気心の分った人を養子として迎えることになる。そこでかれらはとりあえず自己の親族のなかに適任者を求める。養親子間の縁組前の親族関係をあらわしたのが第16表である。この表によると、親族関係のあるもののなかで養父あるいは養母の甥姪を養子としているのが21%とかなり多い。つぎに多いのが配偶者の子の約15%であるが、その他はぐんと少なくなっている。これに反し親族関係のない場合が47.5%と全養子の半数近くを占めているのが注目される（他の調査ではこれより比率が低い。法務省第1調査では39%、第2調査では34%、また山本調査で34.32%となっている。しかしこれらの調査は未成年養子をも含めているのでわれわれの調査と直接比較することはできない）。なお親族関係のないもののなかで8件が婿養子であった。これを要するに、養子を求めてゆく順序は、配偶者の子、甥姪、その他の親族、親

第16表 養親と養子の親族関係

親族関係		縁組件数 61 (100)
親 族 関 係 あ り	配偶者の子	9 (14.8)
	おい・めい	13 (21.3)
	きょうだい	2 (3.2)
	いとこ	1 (1.6)
	孫その他の族親	3 (5.0)
	不明	3 (5.0)
親族関係なし		29 (47.5)
不明		1 (1.6)

族関係のないもの（婚姻適令期の娘がいる場合には娘の配偶者たることとかねて）ということになるのだろうか。もちろんわれわれの調査だけではこれを肯定することも否定することもできない。

(6) 縁組届出前の同居期間 これは養親と養子の双方にとって縁組届にふみ切るためのテストの期間という意味をもつ。そして養親の養子にたいする期待が大きければ大きいほど、この期間は養親にとり重要な期間となる。第17表はこのことを如実にあらわしている。すなわち1年以上同居して

第17表 届出前の同居期間

1ヵ月未満	5
1ヵ月以上3ヵ月未満	3
3ヵ月以上6ヵ月未満	2
6ヵ月以上1年未満	3
1年以上	28
同居期間なし	16
不明	4
計	61

いたものが28件あり、これは全体の約46%に達する。このなかに配偶者の子を養子とするものが当然含まれているものと考え、これ(9件)を差し引いてもなお大勢には影響がない。しかし同時に注目しなければならないのは、全然同居していなかったものが16件もあることである。その内訳は親族関係のあるもの5件、親族関係のないものが11件となっているが、前者はともかく、後者をどのように解すればよいだろうか。一応の推測であるが、今日すでに実親子関係でも親と成年の子との関係においては同居が本質的なものでなくなっており、そのことがまさに養親子関係に反映して上のような結果をもたらしたのであると思われる。

(7) 成年養子制度廃止の是非 この問題についてわれわれは養親につきのような質問をした。すなわち、「成年養子を廃止して、その代りに相続契約(あなたが死亡した時に家を継いでもらうという約束)や扶養契約(あなたが老令になったときに面倒を見てもらうという約束)という制度を設けるべし、という意見がありますが、どう思いますか? 1. 賛成 2. 反対 その理由は イ、親子の関係がなければ不安だから ロ、約束だけでは不安だから ハ、一緒に生活をして気心のわかった者に家を継いでもらいたいから ニ、今の内に養子の面倒をみておかなければ年をとってから面倒をみてもらえないから ホ、その他 3. わからない」。難しい問題なのでどの程度理解し回答しているか疑問である。ともかく数字だけをあげると、「賛成」15件にたいし「反対」30件と反対者が圧倒的に多く、「わからない」が7件、無回答が9件であった。「反対」の理由としては、ハが一ばん多く、ついでニ、イ、ロの順であった。この数字についてはここで分析しないことにし、今後の調査で質問様式を整備した上追究してゆくつもりである。

3. 養子からの回答の整理と分析

ここで検討する養子からの回答は、さきに述べたように60件である。そして、考察する項目やその態度も、養親のところでも述べたこととほとんどかわりはない。ただ養子に特殊と思われるものとして、養子の実親との続柄、

兄弟姉妹の数、実親の職業、実家のくらしの程度、養親の家業をつぐつもりかどうか、養親の世話をするつもりかどうか、という項目を新たにつけ加えた。なお養親と養子の双方から回答のあった縁組が48件、養子のみが12件であった。

(1) 養子の年令・性別および縁組の形式 この項目はさし当って回答者の範囲での年令別・性別構成を把握し、縁組届全体からみたそれとの比較をしておくことを目的としている。第18表によると、年令的には20才から29才

第18表 養子の年令と性別

性別 \ 年令		20~	25~	30~	35~	40~	45~	計
		24才	29才	34才	39才	44才	49才	
養	男女	0	0	2	2	1	0	5
養	通常	18	13	1	4	1	0	37
男	795但	0	2	2	1	0	1	6
養	通常	5	4	2	0	1	0	12
女	795但	0	0	0	0	0	0	0
計		23	19	7	7	3	1	60

註・養男女の場合は養男の年令

までの間に圧倒的に集中し、これが42件で全体の70%に達すること、縁組形式では養男単独縁組が43件71.7%とこれまた高い比率を示していることなどが注目される。そしてこのことは、細かい比率はともかく、一般的傾向としてはさきに縁組届による実態でみたところとほぼ一致している(本誌前92号頁)。しかし婿養子の割合については、少ない回答の範囲内ではあるが、まえに推測したこと(前掲・92頁)を修正する必要がある。すなわち養子の回答分をその動機や養親の動機と照合したところ、婿養子は20件であった。これは全体の33.3%、全単独養子の36.7%であり、これでもきわめて注目すべき割合であるが、さきに推測した割合よりもかなり下廻っていた。なおこの

割合は法務省調査での小都市と郡部の割合のほぼ中間にくらいしている（加藤・ジュリストNo. 232, 82頁, 本誌前号90頁参照）。

(2) 養子の職業 これは養親の職業ほど養子縁組のために大きな役割をはたしていないと思われる。養子の職業について調査結果を一応表にあらわしたのが第19表（夫婦養子の場合は養男の職業）であるが、この表での職業

第19表 養子の職業

職 業 \ 養 子		養 男	養 女	計
農 業	経営者	13	0	13
	従業員	0	0	
工 業	経営者	1	0	7
	従業員	6	0	
商 業	経営者	1	0	13
	従業員	8	4	
鉱 業	経営者	0	0	0
	従業員	0	0	
漁 業	経営者	1	0	1
	従業員	0	0	
自 由 業		2	1	3
公 務 員		8	2	10
そ の 他		1	1	2
無 職		5	3	8
不 明		2	1	3
計		48	12	60

が縁組届出時のものではなく、回答時の職業であることに注意しなければならない。重要なのは、縁組届出時あるいは事実上の縁組をした時の職業だからである。この表における第1の特徴は、養親の職業と同様に農業経営者の

多いことである。しかし農業の多いことはともかくとして、それがすべて経営者だということは家族的農業の特殊性を示すものであろう。13件のうち11件については養親からの回答があり、そこでも養親はすべて農業経営者と記載されていた。そしてかかる養親の養子をとる動機がさきにみたように家業たる農業を継がせたいというところにあるのであるから、いわゆるリタイアでもないかぎり、実質上の経営主は養親であろうと思われる。また工業や商業では養親の場合と反対に、従業員の多いことが、特徴として注目される。なお養男の無職5人はいずれも大学在学中の学生であった。

(3) 養子の教育程度 この項目は教育程度と家意識の相関関係および養子の実家の生活程度を考察しようとするものである。第20表は養子を養男と養女に分けてその最終学校を示したものであるが、回答の絶対数が少ないためにこれから何らかの一般的結論を推測することは不可能である。本調査で検討したい。

第20表 養子の教育程度

教育程度 \ 養子	養男	養女	計
小学校	5	1	6
中学校	17	6	23
高等学校	13	3	16
大学 (短大・旧専)	10	2	12
不明	3	0	3
計	48	12	60

(4) 養子の実親との続柄および兄弟姉妹の数 成年養子において続柄が意味している問題はさきに述べたとおりであるが、ここでは兄弟姉妹の数と関連させながら検討してみよう。第21表は続柄を、第22表は兄弟姉妹の数をそれぞれあらわしている。なお夫婦養子の場合はこちらでも養男に含まれる。

第21表 養子の実親との続柄

養男	長男	二男	三男	四男	五男	六男	七男	八男	男	計
	4	12	13	6	5	2	0	2	4	48
養女	長女	二女	三女	四女	五女	六女	七女	八女	女	計
	5	1	2	1	0	1	0	0	2	12

第22表 養子の兄弟姉妹の数

人数 養子	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	不明	計
	養男	1	3	7	2	10	6	7	5	2	1	4
養女	1	0	0	2	1	1	1	1	0	0	5	12
計	2	3	7	4	11	7	8	6	2	1	9	60

ところで重要なのはいうまでもなく養男の場合であるが、第21表によると、二男以下（非嫡出の男をのぞいて）が養子になっている比率は非常に高く、全養男子の83.3%に達する（縁組届による比率は71.2%であった。本誌前号90頁以下参照）。また兄弟姉妹の数をも、養男の場合、5人以上というのが31件で全養男子にたいする比率は64.6%である。これだけから一般的結論を引きだすことが危険なのはもちろんであるが、一応の推測をするとつぎのようになるだろう。すなわち、養子の供給者である実方にも家の維持存続という要請が養親の老後の扶養ということとからみあって存在し、これが家を継ぐのは長男であるという意識をつくり、他方家で面倒をみてゆけないような二三男以下を養子として追い出しているのである、と（そしてこのような家の観念は、現実には、社会保障制度が完備しておらず、人の生存の究極の拠り所をそれぞれの家に求めさせているわが国の社会的経済的構造にささえられているのだろう）。とすれば現実の縁組は、実方の職業が家業的であるかどうか、および実方の生活程度によって大きく左右されると考えられる。

(5) 実方の職業 養子宛のアンケートによって調査した結果が第23表である。なお無職としたもののうち3件は両親がともに死亡している場合で

第23表 実方の職業

農 業	経 営 者	15
	従 業 員	0
工 業	経 営 者	1
	従 業 員	3
商 業	経 営 者	0
	従 業 員	5
漁 業	経 営 者	2
	従 業 員	0
自由業	経 営 者	3
	従 業 員	1
公 務 員		7
無 職		11
不 明		12
計		60

ある。この表では無回答のものが相当あるのでこれから確実なことはいえないが、養方の職業と比較して一応つぎのことが注目される。第1に、養方と同様に実方の場合も農業というのが多いことである(たまたま双方が同じ件数になったが、これはもちろん何の意味もない)。法務省調査では、農家から出ていく者の方が農家に養子になる者より多いという結果が出ているが(加藤・前掲83頁参照)、この調査ではその点を確認することはできなかった。なお、養親からの回答と照合すると、農業出身者のうち5人は明らかに農家の養子となっている。つぎに、工・商・漁などの職業について、養方の場合は経営者の方が従業員にくらべて多かったのに、実方では反対に従業員が多

いことも注目してよい。この事実は、一般に養子は資産の少く生活程度の低い方から資産があり生活程度の高い方へと流れていることを示すものであろうか。ところで実方の生活程度も前述のような意味で重要な調査事項であるが、アンケートでの質問の仕方が悪かったため、ほとんどが「普通」という回答であった。生活程度を規定すると推測される資産（とくに不動産の有無）などの側面から再度本調査において究明したい。

(6) 養子の縁組動機 これまでの叙述で成年者の養子縁組をもたらしている基盤の構造がほぼ明かになったと思われるが、なおさいごに養子自身の縁組の動機の考察をかくことはできない。それは、いやしくも成年者である以上、実質的にはともかくとして形式上はその主体的意思が尊重される建て前になっているからである。しかし従来の調査でも成年養子自身の縁組動機の調査は行われていないので、動機項目の作成に苦慮した。第24表に列記し

第24表 養子となつた動機

動 機 \ 養 子	養 男	養 女	計 (%)
A. 世話になっているので老後の面倒をみるため	10	2	12 (20.0)
B. 養親の家を絶やさなため	16	1	17 (28.3)
C. 養親の娘と結婚したため	19	0	19 (31.7)
D. 養親の家業を継ぐため	9	0	9 (15.0)
E. 養家の土地で働きたいから	4	1	5 (8.3)
F. 都会で生活したいから	1	1	2 (3.3)
G. 兄弟が多く家業を継ぐ必要がないから	7	0	8 (13.3)
H. 扶養手当をもらうため	0	1	1 (1.7)
I. 身分上の不利益をこうむつていたため	0	1	1 (1.7)
J. 相続上の不利益をこうむるため	1	0	1 (1.7)
K. そ の 他	7	6	12 (20.0)

である項目は、まったく盲目的に一応動機と推測されることがらを選定してかかげたものである。以下この動機を整理しながら動機の実態を若干考察してみよう。なお養子にたいし適当なものをひとつに限定せずに選択するよう指示したので、この表での動機の合計は実際の養子数よりもはるかに多くなっており、また百分比は養子数60にたいするものである。

これらの項目のなかで、まず第1に動機Cは養親のところで述べたと同様に、たんに事実の陳述にすぎず、さらに何故配偶者の両親との間に親子関係を設定したのかが問われねばならない。C19件のうち、Cのみを選んでいるのが9件、その他は他の動機とあわせて回答してきている(BCおよびABCが8件、CD2件)。Cのみの9件についてもおそらく他の動機と重なり合っていることだろう。なお婿養子が全体で20件あったことは前述のとおりである。

第2に、動機Gの「兄弟が多く家業を継ぐ必要がないから」というのも、これだけでは独立して縁組理由とはいえない。これは、特定の人との縁組の動機というよりは、実方に家業の承継者たる長男がおり、二三男以下にとっては実方で不安定な生活をしているより養子に出た方がよい、といういわば養子の供給者側の状態を示しているものと思われる。しかしのちに述べるように、成年養子の場合には案外このような比較衡量的動機が強く支配しているのではなからうか。なおこの項目を選択したもののなかでは、実方の職業が農業というものが多かった。

第3に、動機E、Fもまた縁組の直接の動機というよりも、むしろ間接的にこれを補充する動機といってよい。回答数からいってもさほど重要でない。

以上のような副次的動機にたいし、第4に、A、B、D、H、I、Jの6つの項目は縁組の直接的動機を構成する。というのは、これらのものは、何らかの程度において、縁組によって創設される嫡出親子関係の効果を期待しているからである。もっともこのなかで、前三者と後三者とではややニュアンスが異なる。つまり後三者においては、たとえばHは養親子関係設定によ

り他法がこれに付与した特殊の利益をうけようとするものであり、I、Jはすでに存在する非嫡出親子関係を嫡出親子関係に格上げすることにより身分上・相続上の不利益を免れようとするものであって（この意味が回答者に理解されたかどうか疑問）、いずれも嫡出親子関係の効果の一部を目的としている。養子縁組を通じてこのような目的を達すること自体は問題であるが、件数からみて縁組全体のなかで占める地位はさして重要ではないだろう。重要なのは前三者である。そしてA、B、Dそれぞれの回答数が比較的多いことも注目される。すなわちAの「世話になっているので老後の面倒をみたいから」というのは12件、これに「その他」にあつた「養親に子がなく気の毒だから」2件を加え、さらに「世話になつているので」の部分をとって質問していたならばこの数はもっと多くなっていただろう（養子縁組の扶養的性格）。またB、Dもそれぞれ17件、9件とかなり多い（家的性格・家業承継的性格）。これにその他の動機のみを指摘してこの三者と重なりうる場合を考え合わせると、通常成年者の養子縁組において養子を支配している動機はこの3つの動機であるようにみえる。

しかしさきにみたように、これらの動機は養親の縁組動機でもあった。そこで両者の動機が一致していることは一貫しているようで実は疑問が残る。他人からみてなぜ養親の家の維持や家業の存続がそんなに大事なのであろうか。われわれは多少の推測を混じえてつぎのように考える。すなわち、養親にとっての関心事は家の存続と老後の扶養であり、これに反し養子のそれは現在の生活の安定と将来における財産の承継である、と。つまり養子が縁組動機と指摘しているものは実は養親側の動機であって、この意味で上の調査結果は必ずしも養子の真の動機をあらわしていないのではなかろうか（アンケートの項目作成の不備と相まって）。もっとも、純粹に利他的犠牲的縁組もないとはいえないが、多くの場合（とくに親族関係にない者の間の縁組など）養子縁組も広い意味での取引である以上、打算の入り込む余地があるといえよう。

なお「K. その他」のなかには「小さいときから育てられてきたので」というのが3件、はっきりと「生活困難だったので」とのべているものが1件あった。

む す び

以上きわめて大ざっぱではあるが、養子縁組届の記載と養親および養子よりの少ないアンケートの回答を通して、成年養子の実態にかんする大胆な推論を行なってきた。さいごにこの結果を整理して本調査のための仮説(厳格な経験科学的意味では仮説とはいえず、たんなる目安というものであろうが)にかえることにしよう。

この予備調査から予測できることの第1は、制度上は一定の目的をもっていないわが成年養子制度も、実際上はその中心的機能がほぼ確定していることである。すなわちわが成年養子制度それ自体は、嫡出親子関係から派生するあらゆる効果(親族・相続法およびその他の立法が付与する法律上の効果だけでなく、事実上の効果をも含めて)の全部または一部をうけるために利用される可能性をもっており、実際にも氏の変更とか家族手当を受領するためにも利用されているのであるが、その中核となる担い手は、家および家業の承継と老後の扶養であるといえよう。

第2にこの中核をなしている家および家業の承継という目的も、究極には老後の扶養(法律上の扶養よりも広く、いわゆる「面倒をみる」とか「世話をする」という意味で)と関連していることである。成年養子制度が家の承継や家業の承継のために利用されていることは従来からいわれてきたが、養親が家あるいは家業の存続に重大な関心をもつのは、おそらく、それらがかれの過去および現在の生活の拠り所であったし、また将来もそうであってほしいという期待に基づくものであろうし、とすればこのような成年養子の目的は養親の老後の扶養ということに還元できるだろう。このことは養子の実方についてもいえる。すなわち家あるいは家業が家族員のさいごの拠り所で

あるとすると、その家で扶養しきれない家族、ことに二三男以下は新らたな
抛り所を求めなければならないからである。こうして成年養子の場合は、養
親と養子の双方にとって広い意味での扶養的性格をもっていることになる。

第3に、このような性格をもっている成年養子は、現実にはつぎのような
過程で成立する。養方の事情としては、実子がないか女子ばかりであること
を前提とし、職業が家業的である場合にはとくに男子を養子として求める。
養子は通常親族関係にある者のなかからまず求められ、そこに適任者がいな
いときにその選択範囲を親族関係にない者へ広げる。実方の事情としては兄
弟姉妹が多く養方と比べて生活程度が低い。つまり養子は生活程度の低い方
から高い方へ流れているといえよう。

(完)

この調査は北海道科学研究費補助金の交付をうけて実施したものである。なお
この調査にあたっては、札幌法務局、同小樽支局、同岩内支局の戸籍担当者の暖
かい御協力を得、なかんずく札幌法務局民事行政部長福島悦蔵氏には終始格別の
御配慮をいただいた。紙上をかりて厚く御礼申し上げる次第である。